

平成21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

(独立行政法人名:日本万国博覧会記念機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
樹木造形剪定業務	独立行政法人日本万国博覧会記念機構 理事長 中井昭夫 大阪府吹田市千里万博公園1-1	平成20年4月1日	阪神造園建設業協同組合 大阪府大阪市北区神山町2-2	左記業者は、日本万国博覧会開催以降、本業務を受託してきた経験から万博「日本庭園」の作庭意図を理解している唯一の業者であり、また、作庭意図に従った樹木ごとの剪定方法については、仕様書に記載できるものではなく、同一業者の技術者により継続して行う必要があることから、随意契約とした。(契約規程第4条第1項第1号)	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	36,120,000	-	-	日本庭園の樹木造形剪定については、万国博覧会当時の作庭意図を十分理解するとともに、長年の経験による「匠の技」を有する同一の技術者により行う必要があることからこれまで随意契約を実施してきたところである。今般、随意契約見直しの趣旨に沿って検討したところ、特定テーマ区域ごとに、施工方法を数量化した審査方法が考案できたことから、提案内容を適切に評価することにより、企画競争によることとしてもこれまでの管理水準を維持できるものと判断し、企画競争を実施することとしている。	平成21年度企画競争実施	
電力供給	独立行政法人日本万国博覧会記念機構 理事長 中井昭夫 大阪府吹田市千里万博公園1-1	長期継続契約	関西電力(株)大阪北支店 大阪府大阪市北区本庄東3丁目9番3号	契約当初、供給業者が1者のみであったため随意契約とした。(契約規程第4条第1項第1号)	-	100,113,557	-	-	平成22年度までの長期特約契約であるため。	平成23年度以降	契約金額は、上半期支出実績

(記載要領)

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成20年度に締結した契約のうち、平成21年度以降に競争性のある契約への移行予定のものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達最適化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3.の記載方法に準じて記載すること。
4. 「移行困難な事由」欄は、平成20年度に競争性のある契約に移行できなかった事由を記載することとし、「移行予定年限」欄は、平成21年度以降の具体的な移行予定年限(例:平成21年度)を記載すること。

平成21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:日本万国博覧会記念機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
ガス供給	独立行政法人日本万国博覧会記念機構 理事長 中井昭夫 大阪府吹田市千里万博公園1-1	長期継続契約	大阪ガス(株) 大阪府大阪市中央区平野町4-1-2	契約当初、供給業者が1者のみであったため随意契約とした。(契約規程第4条第1項第1号)	-	3,164,931	-	-	ガスに係る役務について供給を受けるものであり、供給を行うことが可能な業者が1者のみであるため。	8	契約金額は、上半期支出実績
水道供給	独立行政法人日本万国博覧会記念機構 理事長 中井昭夫 大阪府吹田市千里万博公園1-1	長期継続契約	吹田市水道部 大阪府吹田市南吹田3番60号	契約当初、供給業者が1者のみであったため随意契約とした。(契約規程第4条第1項第1号)	-	32,817,683	-	-	水道に係る役務について供給を受けるものであり、供給を行うことが可能な業者が1者のみであるため。	8	契約金額は、上半期支出実績
電気通信	独立行政法人日本万国博覧会記念機構 理事長 中井昭夫 大阪府吹田市千里万博公園1-1	長期継続契約	NTT西日本電信電話(株)大阪支店 大阪府大阪市中央区博労町2-5-15	契約当初、供給業者が1者のみであったため随意契約とした。(契約規程第4条第1項第1号)	-	1,188,423	-	-	電話に係る役務について提供を受けるものであり、提供を行うことが可能な業者が1者のみであるため。	8	契約金額は、上半期支出実績

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成20年度に締結した契約のうち、平成21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3.の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がなく、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」

随意契約事由別 類型早見表

随 意 契 約 事 由	類型区分
<p>≪競争性のない随意契約によらざるを得ない場合≫</p>	
<p>イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの</p>	
<p>(イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの</p>	<p>1</p>
<p>(ロ)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの</p>	<p>2</p>
<p>(ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの</p>	<p>3</p>
<p>(ニ)地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの</p>	<p>4</p>
<p>ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)</p>	<p>5</p>
<p>ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等</p>	<p>6</p>
<p>ニ その他</p>	
<p>(イ)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等</p>	<p>7</p>
<p>(ロ)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)</p>	<p>8</p>
<p>(ハ)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)</p>	<p>9</p>
<p>(ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入</p>	<p>10</p>
<p>(ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入</p>	<p>11</p>
<p>(ハ)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの</p>	<p>12</p>